



平成 24 年 4 月 25 日

各 位

会 社 名 セントラル警備保障株式会社

代表者名 代表取締役 白川 保 友
執行役員社長

(コード番号 9740 東証第 1 部)

問合せ先 取締役執行役員 小 俣 力 男
総務部長

(TEL 03-3344-1711(代))

「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定に関する決議のお知らせ

当社は、本日(平成 24 年 4 月 25 日)開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定に関し、下記のとおり決議しましたので、お知らせいたします。

記

(改定箇所は下線で示しております。)

内部統制システム構築の基本方針

セントラル警備保障株式会社は、法令及び定款に基づいて事業を遂行するため、創業の理念を最高規範として社内規則を整備し、また随時見直して、規則に従った業務の執行手続きを確立する。取締役は率先して規則を遵守するとともに、社内のコンプライアンス意識の醸成をはかり、社訓を行動規範として規則を遵守するよう社員等を指導する。監査役は、取締役及び社員等の内部統制の実行を監督する。

1 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(会社法第 362 条第 4 項第 6 号)

- (1) 取締役会は、法令及び定款に照らし、取締役会規則に基づいて取締役の職務の執行を監督する。
- (2) 監査役及び監査役会は、法令及び定款に照らし、監査役会規則及び監査役監査基準に基づいて取締役の職務の執行を監督する。
- (3) 当社は社内通報制度を整備し、取締役の不正等コンプライアンス上の問題を発見した者には、その旨を監査役会に通報させる。

2 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(会社法施行規則第 100 条第 1 項第 4 号)

- (1) 社員等(執行役員及び社員)は就業規則を守り、組織規則に基づいて職務を分担し、権限規則に基づいて職務を執行し、稟議規則に基づいて必要な手続きを採る。
- (2) 取締役会は、社内の職務の執行手続きが法令及び定款に適合するよう社内規則を定め、取

- 締役は、社員等が規則を遵守して職務を執行するよう、社員等を指導する。
- (3) 監査部長は内部監査規則に基づいて、社員等の職務の執行が法令、定款及び社内規則に適合しているか否かを監査し、その結果を代表取締役에게報告する。
 - (4) 当社は社内通報制度を整備し、社員等の不正等コンプライアンス上の問題を発見した者には、その旨を業務監査室長に通報させる。

3 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第3号)

- (1) 当社は、法令に定める取締役と、専ら業務の執行に携わる執行役員を分け、取締役の職務の執行を効率的に行う体制を確保する。
- (2) 代表取締役は、原則として毎月一回、定期的にと取締役会を開催するほか、必要に応じて随時、臨時取締役会を開催し、法令、定款及び取締役会規則に基づいて経営にかかわる重要な事項を審議、決定する。
- (3) 代表取締役は、取締役会に諮る重要な事項について十分な審議が行われるよう、取締役を構成員とする経営会議を定期的にと開催する。
- (4) 代表取締役は、原則として毎月一回、定期的にと執行役員会を開催するほか、必要に応じて取締役と執行役員を含む会議を開催し、取締役と執行役員の連携を確保する。

4 取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制

(会社法施行規則第100条第1項第1号)

- (1) 当社における情報の保存及び管理については、文書規則によるほか、当社が採用する情報セキュリティマネジメントシステム・ISMS(2003年5月認証取得、当社は2007年1月よりISO27001/IEC27001に移行)で定める諸手続きによる。
- (2) 総務部は、株主総会及び取締役会の議事録及び資料を保存、管理する。
- (3) 当社はその他、取締役が出席する定例会議について事務局を担当する部課を定め、事務局担当箇所は、その議事録及び資料を保存、管理する。

5 損失の危機の管理に関する規定その他の体制(会社法施行規則第100条第1項第2号)

- (1) 当社は、事業の継続を妨げる危機を広範囲に予測し、それぞれの危機を対象とした管理規則等をさだめて損失の発生を回避し、又は損失を軽減する。
- (2) 実際に危機が発生し、又は発生が予見されるときには、各管理規則等に基づいて対策本部を設置するとともに、必要に応じて顧問弁護士等を含む社外の知識も動員して、損失の拡大を防止し最小限にとどめる。
- (3) 各管理規則等は次のとおりであり、今後、都度の予測に基づいて、随時加除、整備する。
 - ・ 内部通報規則
 - ・ 内部者取引防止規則
 - ・ 個人情報保護規則
 - ・ 大災害対策要綱
 - ・ CSP 総合システム運営要綱
 - ・ S21 機械警備システム運営要綱
 - ・ 債権管理要綱
 - ・ 反社会的勢力対策要綱

6 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第5号)

- (1) CSP グループに属する会社間の取引は、法令、会計原則その他社会規範に従ったものとし、関係会社管理規則に基づいて行う。
- (2) 当社は、その役員及び社員等の中からグループ会社にと取締役及び監査役候補者を推薦して、グループとしての一体的経営を推進するとともに、CSP と同等のコンプライアンスを確保するよう努める。
- (3) 当社の監査役及び会計監査人は、必要に応じてグループ会社各社への調査を行い、また報

告を求めることができる。

7 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを決めた場合における当該使用人に関する事項及び上記使用人の取締役からの独立性に関する事項

(会社法施行規則第100条第3項第1号、同規則第100条第3項第2号)

- (1) 監査役会が、監査の職務を補助すべき使用人を置くことを決めた場合には取締役会は監査役会との協議により、監査役の職務を補助すべき使用人として必要な能力を備えた、必要な人員を配置する。
- (2) 上記使用人は監査部に配属するが、その職務は監査役補助の専任として専ら監査役の指揮を受け、組織の上長等の指揮権から独立したものとする。
- (3) 上記使用人の異動、評価及び賞罰等人事上の案件については、予め監査役会の同意を得ることを要する。

8 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

(会社法施行規則第100条第3項第3号)

- (1) 取締役は取締役会において、執行役員は執行役員会において随時、担当する業務の執行状況を報告する。
- (2) 監査役は取締役会に出席して審議、報告を聴取し意見を述べるほか、経営会議、執行役員会、全体支社長会議、賞罰委員会その他監査役会が必要と認める会議に、その全体又は代表を出席させることができ、またその議事録の提出を求めることができる。
- (3) 当社は、監査役が監査に必要とする資料等を閲覧し、写しの提供を受ける環境を整備する。
- (4) 取締役及び社員等は、以下に定める事項が発生又は決定したときには、速やかに監査役に報告する。

ア 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実

イ 取締役の職務に関して行われた不正行為及び法令又は定款に違反する重大な事実

ウ 内部通報制度に基づいて通報された事実

エ 公的機関の立ち入り検査及び外部監査等

オ 公的機関から受けた行政処分等

カ 重要な会計方針の変更及び会計基準の制定、改廃

キ 業績及び業績見込みの公表、その他重要な開示事項の内容

ク 会計監査人の変更及び監査契約の変更

ケ 内部統制システムの変更

9 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第3項第4号)

- (1) 取締役会と監査役会は、原則として四半期に一回、定例的に意見交換を行い、双方の意思疎通を通じて監査の実効性を高めるよう努力する。
- (2) 当社は、監査役と会計監査人ならびに監査役と監査部の連携を確保して、監査役監査が実効的に行われる環境を整備する。
- (3) 当社は、監査役会が監査に必要とする場合に、社外の専門家(弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタント等)を活用できることを保証する。
- (4) 当社は、監査役がグループ各社の取締役、監査役及び社員等と情報交換し意思疎通が図られるなど、監査役監査が円滑に行われる環境を整備する。

以上